

## 福祉人材確保重点プロジェクトの推進

### 事業概要

介護、看護をはじめとする医療、保育の各分野におけるサービスを担う質の高い人材の安定的な確保を図るため、全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」（74箇所）を整備し、当該コーナーを中心にハローワークの全国ネットワークを活かし、福祉人材の確保に向けた取組を推進

### 取組内容

- 求職者に対する支援
  - 事業者に対する支援
  - 求職者と事業者双方への支援
- ・求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
  - ・事業所訪問等による求人条件見直し等の求人充足支援
  - ・セミナーや福祉分野関係事業所等の見学会の開催
  - ・地域の関係機関とのネットワークを活用した福祉分野の面接会等の開催

### 各分野での取組

- 「介護求人充足支援強化プログラム」  
介護分野への就職を希望している者はもとより、介護分野に係る資格・経験を有するものの介護分野の就職を希望しない者が同職種への就職を検討する契機となるような働きかけ、就職支援を実施。
- ナースセンター・ハローワーク連携事業  
ナースセンターとハローワークの連携により、看護師等の医療分野での就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングを全国の福祉人材コーナーにおいて実施。
- 「保育士マッチング強化プロジェクト」  
「待機児童解消加速化プラン」や子ども・子育て支援新制度等に伴い、待機児童が多くいる地域を中心に保育施設の新設等が見込まれており、これまで以上に高まることが予想される保育士への需要に対応。
- 福祉人材センター・ハローワーク連携モデル事業  
福祉人材センターとハローワークの連携により、福祉分野での就業を希望する者と福祉関係施設等とのマッチングを、全国6箇所の福祉人材コーナーにおいて実施。

### 拡充内容

- 拠点の拡大  
福祉分野の就職支援を一層充実させるため、福祉人材の確保が困難な地域に福祉人材コーナーを新設(5箇所)。  
事業拠点 平成28年度 74箇所 → 平成29年度 79箇所
- 福祉人材センター・ハローワーク連携モデル事業の拡充  
モデル事業対象所をさらに拡大し、福祉人材センターとの効果的な連携による、福祉分野のマッチング機能の向上を図る。  
モデル事業対象所 平成28年度6箇所 → 平成29年度12箇所

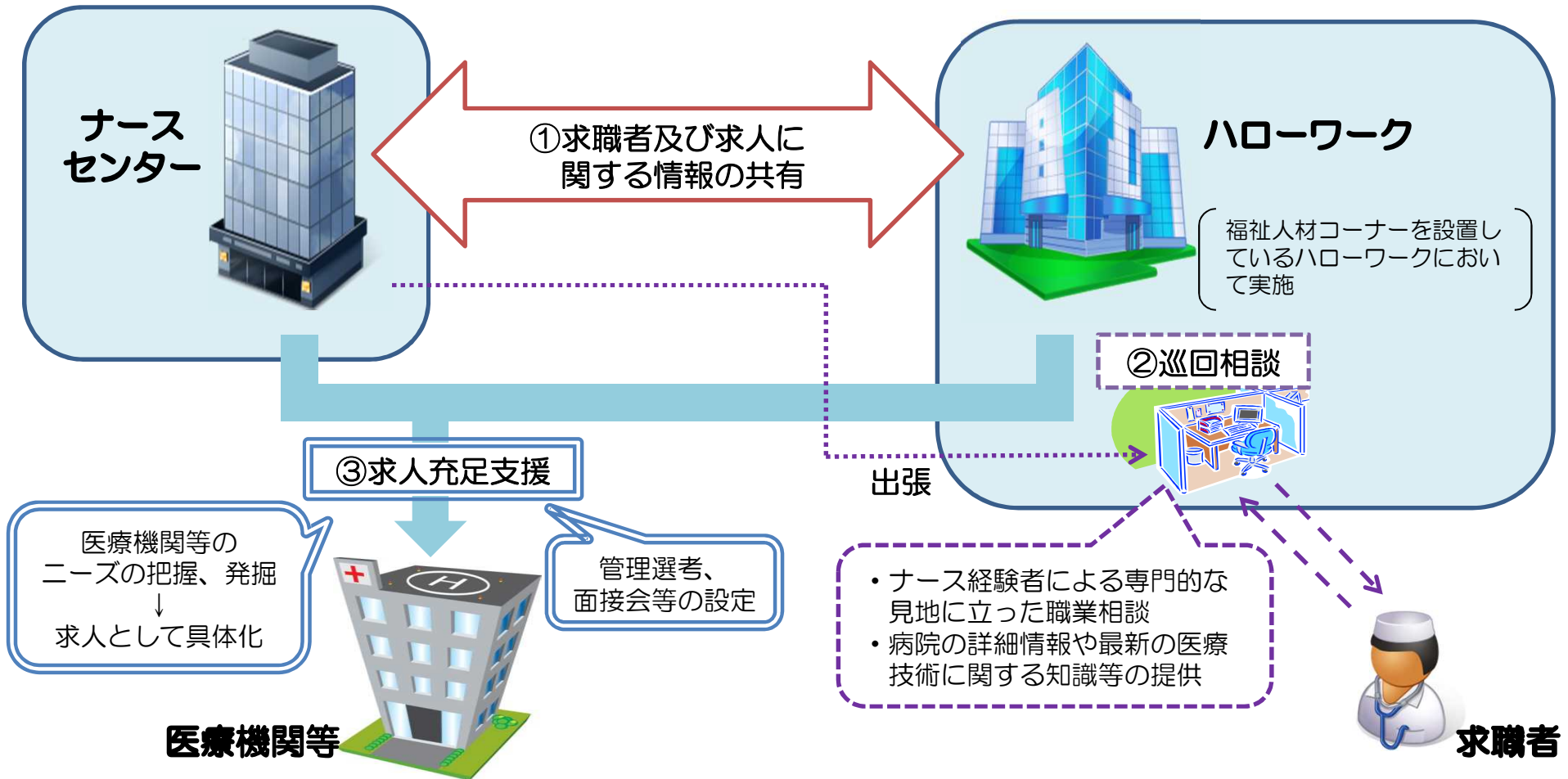


# ナースセンター・ハローワーク連携事業

- ハローワークとナースセンターの連携により、看護師等の医療職種での就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングの強化を実施。

## 【主な事業内容】

- ① 求職者及び求人に関する情報の共有
- ② ハローワークのスペースを活用したナースセンターによる巡回相談の実施
- ③ 両者の緊密な連携による、医療機関等を対象とした求人充足支援



# 建設分野等における人材確保の推進

## 現状及び課題

雇用情勢が、着実に改善している中において、東日本大震災等の復興需要及び東京オリンピック・パラリンピック開催等による建設投資の増加している**建設業**のほか、**警備業、運輸業(自動車運転の職業)**において、それぞれ**有効求人倍率(※)が高止まり**しており、**人材不足が深刻化**している状況にある。

※ 建設分野:3.2倍、警備分野:5.4倍、運輸分野:2.1倍 (平成27年度)

建設分野等の魅力を求職者に伝え、就職を検討する契機となる取組を強力に推進し、**ミスマッチを早急に改善していく必要がある。**

## 建設分野等に関するハローワークにおける人材確保対策

### 現行

#### 建設分野における対策

- ハローワークにおいて『**建設人材確保プロジェクト**』(※)を実施。
  - ・建設労働者の不足地域の主要なハローワーク68箇所を実施。
  - ・求人や求職者の取扱が多いハローワークに就職支援コーディネーター23名を配置。

※求人者に対する支援(未充足求人へのフォローアップ、事業主向けセミナー)、求職者に対する支援(求人情報等の提供)、マッチング支援(就職面接会等の開催、関係団体等との連携による人材確保のためのネットワークの構築)などを実施

#### 警備分野、運輸分野における対策

- 個々の求職者のニーズに応じたきめ細かな支援の実施

### 平成29年度

#### 建設分野における対策

##### 1 『建設人材プロジェクト事業』実施ハローワークの集中化

- 特に人手不足が深刻な都市部や被災地に集中化  
平成28年度68所 → 平成29年度12所

##### 2 実施体制の強化

- 求職者に対するきめ細かな職業相談を担える人も配置(※)
  - ・就職支援コーディネーター(建設分野支援分)12名
  - ・就職支援ナビゲーター(建設分野支援分)12名 ※新規配置

#### 警備分野、運輸分野における対策

- 警備分野・運輸分野をメインに据えた合同就職面接会等や、ツアー型面接会の実施

# マザーズハローワーク事業の概要

## 拠点

### マザーズハローワーク（21箇所【平成18年度より設置】）

子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施する専門のハローワークを、東京及び政令指定都市（一部除く）に設置。

※ 子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

### マザーズコーナー（168箇所【平成19年度より設置】）

マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等中核的な都市のハローワークにコーナーとして設置。

## 支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

#### ○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施、公的職業訓練等へのあっせん等による一貫した支援とともに、マザーズハローワークにおいて関係機関と連携しながらひとり親に対するきめ細かな相談を行う等、子育て女性等に対する網羅的・総合的な支援を実施。

#### ○ 仕事と子育てが両立しやすい求人確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

#### ○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

#### ○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースを確保するとともに、相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

## 平成29年度の新規取組



### ● 拠点の拡大

子育て女性等の再就職支援を一層充実させるため、支援の対象となる女性等が多数存在する地域におけるマザーズコーナーを新設(5箇所)する。

事業拠点 平成28年度 189箇所 → 平成29年度 194箇所

### ● ひとり親に対する支援の強化

マザーズコーナーに就職支援ナビゲーター(5名)を配置し、母子家庭の母等のひとり親に対してプライバシーに配慮した相談や専門的な支援を実施する。また、地方公共団体やひとり親への支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援を実施する。

### ● 正社員への再就職やステップアップ支援の強化

マザーズハローワークに求人者支援員(21名)を配置し、正社員への再就職やステップアップにつながる両立しやすい求人の開拓を強化するとともに、大学等と連携し正社員就職のマッチング機能を充実させる。

### ● マザーズハローワークにおける雇用保険手続の体制整備

一部のマザーズハローワークにおいて雇用保険の受給手続を可能とする体制を整備し、利用者の利便性を向上させる。 29年度 6箇所

# 全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

## 《 雇用促進税制について 》

- 雇用促進税制は、雇用を基軸とする経済成長を推進する観点から、雇用の受け皿となる成長産業を支援し、雇用の拡大を図るため、平成23年度から実施しており、一定の要件を満たした場合に、税額控除が受けられるものとなっている。
- 同制度は、雇用機会が不足している地域(同意雇用開発促進地域)において、質の高い雇用(無期雇用かつフルタイム)を創出させた場合、雇用増加者一人当たり40万円の税額控除を受けられる制度であり、その適用年度は平成29年度までとなっている。
- また、地方創生の一環として、地域再生法に基づき、平成27年8月から雇用促進税制が拡充され、地域における良質な雇用の場を確保した企業に対して税制上の優遇措置を講じることとなっている(地方拠点強化税制)。
- この地方拠点強化税制については、平成29年度税制改正要望において、地方における質の高い新規雇用に対する税額控除の上乗せ(※)等の拡充が認められた。
- 引き続き、これら税制が活用されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

### ○地方拠点強化税制(平成27年8月10日より実施中)

#### <拡充型>

地方における事業拠点で雇用者を増加させた場合、増加雇用者1人あたり50万円(従来の40万円に10万円を上乗せした額)(※)を税額控除。

#### <移転型>

地方における事業拠点の増加雇用者1人当たり50万円(※)の税額控除に加え、更に30万円の税額控除。この上乗せ30万円については、雇用を維持していれば最大3年間継続し、地方拠点への人の移動にも適用。

(※)新規の正社員(無期雇用かつフルタイム)は10万円を上乗せして60万円、新規の正社員(無期雇用かつフルタイム)以外の者は50万円。ただし、正社員(無期雇用かつフルタイム)以外の新規の者が、新規の増加雇用者の4割を越えた場合には、4割を越えた部分はマイナス10万円の40万円。

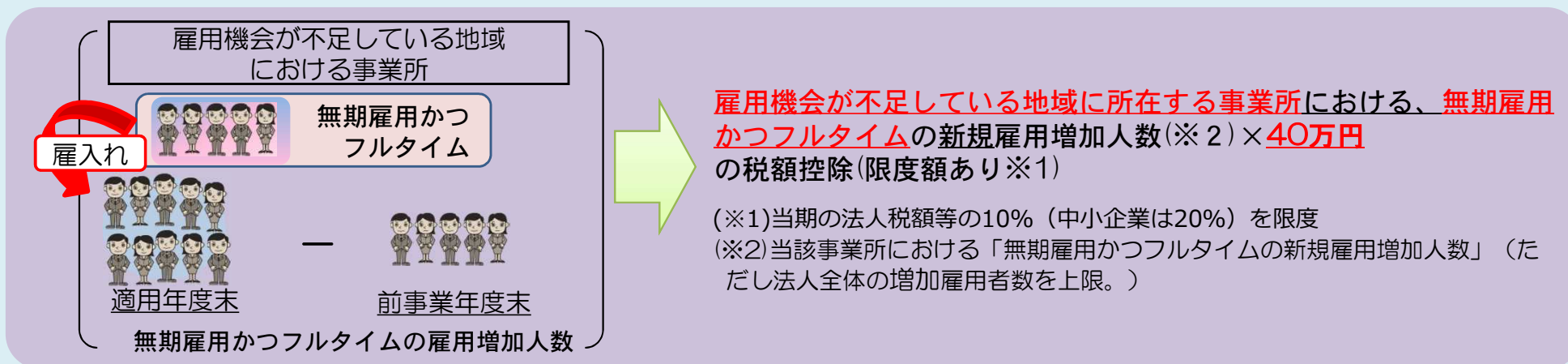
# 雇用促進税制の概要

## 1. 措置内容

雇用機会が不足している地域（地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域）における質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）の創出について、増加人数1人当たり、**40万円**の税額控除を行う。

企 業

雇用機会が不足している地域で質の高い雇用を増加させた企業に対するインセンティブ付与



雇用機会が不足している地域における質の高い雇用の創出

## 2. 適用要件

- ・適用年度中に雇用保険一般被保険者の数を5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加させること
- ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
- ・適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
- ・風俗営業等を営む事業主ではないこと

【適用期間】 平成30年3月31日まで

同意雇用開発促進地域一覧(28道府県 82地域)

(平成28年10月1日現在)

都道府県	地域名	構成市町村	公共職業安定所	期間
北海道	稚内地域	稚内市、猿払村、天塩町、遠別町、豊富町、幌延町、利尻町、利尻富士町、礼文町	稚内	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	札幌地域	札幌市、石狩市、当別町	札幌、滝川、札幌東、札幌北	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	函館地域	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	函館	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	紋別地域	紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	紋別	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	釧路地域	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	釧路	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	北見地域	北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町	北見、網走	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
青森県	津軽地域	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、弘前市、平川市、藤崎町、大鱈町、西目屋村、板柳町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、黒石市、田舎館村	青森、弘前、五所川原、黒石	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	むつ公共職業安定所地域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	むつ	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	三沢公共職業安定所	三沢市、十和田市、六戸町、おいらせ町	三沢	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
岩手県	花巻地域	花巻市	花巻	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
宮城県	県南地域	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	大河原	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	登米地域	登米市	迫	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
秋田県	南部地域	大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村	大曲、横手、湯沢	平成28年9月1日から平成31年8月31日まで
	由利地域	由利本荘市、にかほ市	本荘	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	秋田・男鹿南秋地域	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村	秋田	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
茨城県	高萩・北茨城地域	高萩市、北茨城市	高萩	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	常陸大宮地域	常陸大宮市、常陸太田市、大子町	常陸大宮	平成26年10月1日から平成29年9月30日まで
栃木県	矢板地域	矢板市、さくら市、塩谷町	矢板	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	大田原地域	大田原市、那須塩原市	大田原	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
	小山地域	小山市、下野市、野木町	小山	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
山梨県	峡中・笛吹地域	甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、昭和町	甲府	平成27年10月1日から平成30年9月30日まで
	峡南地域	市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町	鵜沢	平成28年5月1日から平成31年4月30日まで
長野県	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町	上田	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
滋賀県	東近江地域	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	東近江	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	南部地域	草津市、守山市、栗東市、野洲市	草津	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	甲賀地域	甲賀市、湖南市	甲賀	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
京都府	山城中部(西地区)・相楽地域	京田辺市、木津川市、井手町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都田辺	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

都道府県	地域名	構成市町村	公共職業安定所	期間
兵庫県	加古川・高砂・加古地域	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	加古川	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	西播磨地域	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、上郡町、佐用町、安富町	龍野	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	明石地域	明石市	明石	平成28年5月1日から平成31年4月30日まで
	三木地域	三木市	西神	平成28年5月1日から平成31年4月30日まで
奈良県	大和高田公共職業安定所地域	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	大和高田	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
和歌山県	田辺・西牟婁地域	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町	田辺	平成27年10月1日から平成30年9月30日まで
鳥取県	鳥取公共職業安定所地域	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	鳥取	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	倉吉公共職業安定所地域	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	倉吉	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
広島県	安芸太田・北広島地域	安芸太田町、北広島町	可部	平成27年10月1日から平成30年9月30日まで
	府中・神石高原地域	府中市、神石高原町	府中	平成27年10月1日から平成30年9月30日まで
	大竹・廿日市地域	大竹市、廿日市市	廿日市	平成27年10月1日から平成30年9月30日まで
山口県	防府地域	防府市	防府	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	柳井地域	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町	柳井	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	山口地域	山口市	山口、防府	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
	下松地域	下松市、光市	下松	平成27年10月1日から平成30年9月30日まで
徳島県	吉野川・阿波地域	吉野川市、阿波市	吉野川、美馬	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
愛媛県	松山地域	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	松山	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
高知県	高知県東部地域	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、香南市、香美市	安芸、香美	平成28年9月1日から平成31年8月31日まで
	高知県中部地域	高知市、南国市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、土佐市、いの町、日高村、須崎市、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、橋原町、津野町、四万十町	高知、いの、須崎	平成28年9月1日から平成31年8月31日まで
	高知県西部地域	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町	四万十	平成28年9月1日から平成31年8月31日まで
福岡県	筑豊・京築地域	直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	行橋、直方、飯塚、田川	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	中間遠賀地域	中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町	八幡	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	北筑後地域	久留米市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町	久留米、朝倉	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	福岡東地域	宗像市、古賀市、福津市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	福岡中央、福岡東	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
	福岡南地域	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町	福岡南	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
	福岡西地域	糸島市	福岡西	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで



都道府県	地域名	構成市町村	公共職業安定所	期間
佐賀県	伊万里・武雄地域	伊万里市、有田町、武雄市、大町町、江北町、白石町	伊万里、武雄、鹿島	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	鹿島地域	鹿島市、嬉野市、太良町	鹿島	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	佐賀地域	多久市、小城市、神崎市、佐賀市	佐賀	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
長崎県	大村・東彼杵地域	大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町	大村	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	平戸・松浦地域	平戸市、松浦市	江迎	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	五島地域	五島市、新上五島町	五島	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	対馬・壱岐地域	対馬市、壱岐市	対馬	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	長崎・西海地域	長崎市、西海市、長与町、時津町	長崎	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	諫早・島原地域	島原市、諫早市、雲仙市、南島原市	諫早、島原	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
熊本県	熊本地域	熊本市、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	熊本、菊池、宇城	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
大分県	中津地域	中津市	中津	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	別府地域	別府市、杵築市、国東市、日出町、姫島村	別府	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	佐伯地域	佐伯市、臼杵市、津久見市	佐伯	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
宮崎県	県北地域	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	延岡、日向	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	県南地域	日南市、串間市	日南	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	西都児湯地域	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	高鍋	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	県央地域	宮崎市、国富町、綾町	宮崎	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
鹿児島県	指宿地域	指宿市	指宿	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	川辺地域	枕崎市、南さつま市、南九州市	加世田、指宿	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	北薩地域	阿久根市、出水市、長島町、薩摩川内市、さつま町	出水、川内	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	始良・伊佐地域	始良市、伊佐市、霧島市、湧水町	国分	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	奄美地域	奄美市、喜界町、龍郷町、瀬戸内町、天城町、徳之島町、伊仙町、知名町、和泊町、与論町、大和村、宇検村	名瀬	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	日置地域	日置市、いちき串木野市	伊集院	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
	鹿児島地域	鹿児島市、十島村、三島村	鹿児島	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
沖縄県	本島北部地域	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	名護	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	本島中部地域	うるま市、宜野湾市、沖縄市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	沖縄	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	本島南部地域	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村	那覇	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	宮古地域	宮古島市、多良間村	宮古	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
	八重山地域	石垣市、竹富町、与那国町	八重山	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで

## 大綱の概要

地域再生法の改正を前提に、雇用者数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）について、次の見直しを行う。

### 拡充型 地方にある企業の本社機能等の強化を支援

以下の要件を満たす計画を自治体が策定し国が認定

1. 地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域であって、単独自治体、又は地域連携により概ね人口10万人以上の経済圏を構成し、一定の事業集積が認められる地域
2. 本社機能の受入促進策を講じていること

↓

企業の地方拠点強化実施計画(知事承認)

地方拠点の当期増加雇用者数 1人当たり以下を税額控除 (ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限)

- ★法人全体の雇用者増加率が10%以上 **50万円**
- ★法人全体の雇用者増加率が10%未満 **20万円**

### 移転型 東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り

以下の要件を満たす計画を自治体が策定し国が認定

1. 地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域
2. 本社機能の受入促進策を講じていること

↓

企業の地方拠点強化実施計画(知事承認)

- ① 当期の地方拠点の増加雇用者  
1人当たり **50万円/20万円** を税額控除 (ただし、法人全体の増加雇用者数を上限)
- ② ①に加え、当該地方拠点における当期増加雇用者数1人当たり **30万円** の税額控除を追加 (※②は最大3年間継続。ただし、当該地方拠点の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した後は不適用)

34

### 従来の雇用促進税制

**適用要件**

- ・適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が5人(中小企業は2人)以上かつ10%以上増加
- ・同意雇用開発地域における無期雇用かつフルタイムの雇用増加
- ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
- ・適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度よりも、一定以上増加

**措置内容** 雇用増加人数1人当たり**40万円**の税額控除

税額控除のイメージ

	1年目	2年目	3年目
30万	30万	30万	
50万	初年度 <b>1人最大80万円</b> 3年間 <b>1人最大140万円</b>		

# 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充(平成29年度税制改正大綱)

## 1 オフィス減税: 特例措置の現行水準の延長

現行制度では平成29年度に控除率が引き下げられる税額控除を下がないようにするため、現行水準まで拡充。

現行	29年度
<p>&lt;税額控除&gt;</p> <p>[移転型] H27~28年度 7% { H29年度 4% }</p> <p>[拡充型] H27~28年度 4% { H29年度 2% }</p>	<p>&lt;税額控除&gt;</p> <p>[移転型] H27~28年度 7% { H29年度 7% }</p> <p>[拡充型] H27~28年度 4% { H29年度 4% }</p>

## 2 雇用促進税制: 地方における「質の高い雇用」への支援の強化

地方における安定した良質な雇用を確保する観点から、地方における正社員の雇入れを促進。

35

現行	29年度
<p>&lt;税額控除&gt;</p> <p>[移転型] 増加雇用者1人当たり年間最大<b>80万円</b></p> <p>[拡充型] 増加雇用者1人当たり年間最大<b>50万円</b></p>	<p>&lt;税額控除&gt; 質の高い雇用(正社員)に<b>10万円を上乗せ</b></p> <p>[移転型] 増加雇用者1人当たり年間最大<b>90万円</b></p> <p>[拡充型] 増加雇用者1人当たり年間最大<b>60万円</b></p> <p><small>(※)新規の非正規雇用の比率が全国平均(40%)を越える場合には、超えた分は一部減額。</small></p>

## 3 移転型事業の要件: 企業の実態に合わせた緩和

本社機能に移転する企業の実態に合わせて、移転型事業の要件を緩和。

現行	29年度
<p>地方事業所における増加従業員の過半数が、東京23区からの転勤者であること</p>	<p>地方事業所における新規雇用者(東京23区における従業員減少分を上限)を東京23区からの転勤者とみなす</p>

(参考) 地域再生計画の認定状況(平成28年11月): 44道府県(51計画) [雇用創出数: 11,560人 件数: 1,403件]

# 全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

## 《若者雇用対策について》

### 【若年者地域連携事業】

- ジョブカフェにおいて実施する「若年者地域連携事業」については、都道府県の意向を踏まえつつ地域の実情に応じた支援を実施することとしているが、平成27年度の実績が目標未達成(就職者数12万2千人以上目標に対し実績が11万8千人)であり、雇用保険二事業に関する懇談会において「目標未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要」との事業評価を受けたところ。今年度も目標未達成の場合、事業の廃止も含めた厳しい見直しを余儀なくされることも考えられるため、就職者数の目標達成に向け、より一層の取組の強化をお願いしたい。

### 【若者雇用促進法】

- 若者雇用促進法に基づき、若者の採用育成に積極的で雇用管理が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定制度」について、平成28年12月末時点で認定企業が147社となっている。認定企業は若者の地元就職やUJターン就職にも資するものであるため、制度の周知広報や自治体の実施する公共調達での優遇等を通じて、管内の中小企業にも積極的な取得を促していただきたい。
- 学校については、職業紹介事業者の届出を行っている場合が多いため、求人者に対する積極的な職場情報の提供の働きかけや、ハローワークの求人不受理に準じた取扱いを実施していただきたく、教育部局における理解促進にご協力をお願いしたい。

## 全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

### 【新卒者への正社員就職支援】

- 新卒予定者の就職内定率は非常に良い状況にあるが、現在も未内定の就活生は存在している。新卒者専門の「新卒応援ハローワーク」等において、「ジョブサポーター」等によるきめ細かな支援を実施しており、労働局・新卒応援ハローワーク等との連携・協力をお願いしたい。
- 今年度は主に高校生及び大学生等を対象として、パソコンやスマートフォンで労働法制を学習できるe-ラーニングシステムの開発を行っており、平成29年2月にリリースを予定している。学校における職業教育や就職活動支援、企業での新入社員研修等の機会に活用いただくよう都道府県や教育委員会等にもその周知についてご協力をお願いしたい。

### 【フリーター等への正社員就職の支援】

- フリーター数は平成27年平均で167万人と、前年より12万人減少しているが、近年、35歳を超えてフリーターのように働く者は60万人前後で高止まりしており、引き続き、わかものハローワーク等において正社員就職を支援することが重要。
- 今年度から電話・メール相談事業を「おしごとアドバイザー」との事業名称で実施しているところ。わかものハローワークに来所できないフリーター等に対し夜間や土日祝日に相談を行っている。ホームページなどで周知を図っているが、事業周知について、都道府県や教育委員会等にもご協力をお願いしたい。

また、いわゆる「就職氷河期」に就職時期を迎え、現在もフリーター等として離転職を繰り返す不安定雇用者に対し、正社員として雇い入れた事業主への助成制度の創設や、短期・集中的なセミナー等を行う「就職氷河期世代等正社員就職実現プラン」を新たに実施するので、都道府県にもプランの周知など連携・協力をお願いしたい。